

第 6 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 2 0 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月20日（金） 午後2時から午後2時41分まで

2 開催場所 中央市民サービスセンター 洋室4

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	15番	鎌田悦雄
16番	佐々木繁明	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員

14番 加賀屋 慎一

17番 藤田 修

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長 佐々木 嘉文
参事 工藤 純子
主席主査 木内 光一
主席主査 勝田 茂満
主査 鈴木 百愛
主任 越前屋 麻希子

参事 熊谷 勝人
参事 住谷 真史
主席主査 山本 郷亮
主席主査 黒澤 亮
主任 佐藤 知弘

8 書記

主席主査 勝田 茂満

9 議事録署名委員

12番 柴田 ますみ

13番 佐々木 和昭

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和7年第6回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。14番加賀屋慎一委員、17番藤田修委員です。 本日、委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、12番柴田ますみ委員、13番佐々木和昭委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」について、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第44回理事会」について、私から報告します。 【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第110回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「秋田県都市農業委員会会長会総会」について、

議 長	事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 4 の報告】
議 長	次に、会務報告 5 の「秋田市農業大賞実行委員会通常総会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に、会務報告 6 の「令和 7 年度全国農業委員会会長大会」から会務報告 8 の「秋田中央地区農業委員会会長会管外視察研修」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 6 から 8 までの報告】
議 長	次に、会務報告 9 の「宮城県栗原市農業委員会行政視察」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 9 の報告】
議 長	次に、会務報告 10 の「会長専決による令和 8 年度農林関係税制改正に関する要望」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	【会務報告 10 の報告】
議 長	次に会務報告 11 の「農地法に係る諮問に対する答申」から会務報告 16 の「農地転用許可を不要とする特例の申出について」までの 6 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住谷参事)	【会務報告 11 から 16 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席主査)	議案書 1 ページから 4 ページの 7 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、

事務局
(山本主席主査)

面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

人員の配置について、譲受人は上小阿仁村に農地を所有しておりますが、同村在住の親戚に作業を委託しており、適切に従事者が配置されていると考えられます。

農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農地法その他農業に関する法令の遵守の状況において、農地取得後3年以内の権利設定に該当がありますが、令和7年1月に[REDACTED]が賃借権の設定を受けていた農地を、この法人の役員である譲受人が所有権を取得し、同法人に権利を設定したものであり遵守状況の違反に当たりません。

農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。

農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、譲受人は年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

次に番号6および7について、同じ借受人へ賃貸借権設定する案件のため一括して説明いたします。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]および[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

事務局 (山本主席主査)	農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、借受人は年間250日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 なお、この案件について、本日欠席の14番加賀屋慎一委員から、現地確認の結果特に問題なしと連絡を受けております。 これら7件とも地域との調和要件について、借受人および譲受人への権利設定、権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。
8番武藤真作委員	はじめに番号1および番号2について、現地を調査した加藤哲実推進委員から報告を受けた8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8番武藤真作委員	8番武藤です。加藤哲実委員から連絡をいただき現地を確認しました。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	次に番号3について、現地を調査した石井健推進委員から報告を受けた10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員	10番伊藤です。お二人とも私と同じ集落でよく知っている間柄です。特に問題ないと思いますので、ご審議くださるようお願いいたします。
議長	次に番号4について、現地を調査した足利俊博推進委員から報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。足利推進委員より現地確認結果について連絡があり、問題ないとのことでした。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	次に番号5について、現地を調査した藤島岳洋推進委員から報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。藤島推進委員より、現地調査の結果何ら問題ないことの報告を受けております。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。
11番三浦宏和委員	ご質問、ご意見等がある方はお願いします。
議長	はい。
11番三浦宏和委員	三浦委員どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。番号4について、もう一度概要を説明してください。

議 長	事務局どうぞ。
事務局 (山本主席主査)	当該地は、 が借りている農地になります。その農地を の構成員である さんが取得し、 に引き続き貸し付けるものです。
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	三浦委員どうぞ。
11番三浦宏和委員	同じく番号4について、農地法3条で手続きするのは地域計画によるものですか。
議 長	事務局どうぞ。
事務局 (山本主席主査)	番号4について、現在は基盤整備事業に伴い中間管理機構を通して貸し借りしていますが、機構の特例事業による所有権移転を行うと中間管理権が消滅してしまいます。権利が消滅することによる地域集積協力金等への影響を避けるため、農地法3条による手続きをしたものです。
議 長	三浦委員よろしいですか。
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の5ページをご覧ください。 番号1。借受人は 。貸出人は ほか1名。施設の概要は仮設道路への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は県が発注するヤリ沢地区予防治山工事

事務局 (勝田主席主査)	を受注し、県道15号から工事施工場所に車両や資材を運搬するための仮設道路を設置するため、申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内および農業振興地域内。農地区分において16番1は第2種農地、それ以外の4筆は農用地区域内農地です。 農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は一時転用であり、農地法施行令第11条第1号に規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。一体として利用する農地以外の土地は山内字小田17番1の一部。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年11月21日まで。土地改良区等からの意見書は、いずれも一時転用のためなしです。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において汚水および生活雑排水はなし、雨水は水路放流です。 一時転用に対する復元計画について、事業終了後に敷鉄板や盛土等を撤去し、現状復旧を行います。 現地は令和7年6月2日に確認しております。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した荻原豊推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。荻原推進委員から特段問題ないとの報告を受けております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 (午後2時41分終了)